

津エアポートライン株式会社との暫定的な傭船契約について

1 経過及び趣旨

津なぎさまちと中部国際空港とを結ぶ海上アクセス運航事業（以下「運航事業」という。）については、実施開始後10年が経過する中、これまでの実施内容について総括し、更なる利便性の向上や安定した運航を確保するため、平成27年度中での津エアポートライン株式会社等との新たな協定の締結と、これを受けての同株式会社との傭船契約の締結を行うこととしていました。

しかしながら、一方では松阪航路における存廃に係る課題等を伝聞する中、平成28年度中に将来を十分見据えた平成29年度からの運航事業に係る当該協定及び傭船契約（以下「本協定等」という。）としてその内容を検討した上で、本協定等を締結することが適当であることから、本協定等の締結については現時点では留保することとし、当面の運航事業の実施を確保するため、津エアポートライン株式会社との間で平成28年3月31日を期限としている現在の傭船契約について暫定的に1年間延長することとするものです。

2 現在の傭船契約

(1) 契約の名称

裸傭船契約

(2) 貸し付けている船舶の名称及び数量

ア フェニックス 1隻

イ カトレア 1隻

(3) 貸付けの相手方

ア 所在 津市なぎさまち1番1

イ 名称 津エアポートライン株式会社

代表取締役社長 小嶋 光信

(4) 貸付けの期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 貸付料の額

1隻 1月当たり232,000円

3 暫定的に貸付けの延長を行う期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

4 今後の対応

松阪航路に係る今後の対応については、その開港から10年を迎える平成28年12月を目途に方向性が決定される見込みであります。同航路の動向を見極める中、今後の運航事業について、毎時便の実現に向けた増（復）便や、燃油価格の状況に応じた料金設定などの更なるサービス提供・向上の在り方など、津エアポートライン株式会社等との間で引き続き十分に協議を行った上で、将来にわたり市民の皆様から安心いただける運航事業の実施を担保するための新たな協定の締結と、当該協定に基づく傭船契約の締結へと進めてまいります。